

医薬品等の個人輸入について

平成29年6月22日第2回医薬品医療機器制度部会・資料4-2

薬監証明※により、他者への販売・授与を目的として個人輸入するものではないことを確認するとともに、特に注意を要する医薬品等については、医師以外の個人輸入を制限している。

また、自己責任の下での使用であっても安全性が確認されていない医薬品等の使用は健康被害を生ずるおそれがあることから、安易な個人輸入は控えるよう注意喚起を行っている。

- ・輸入者自身が自己の責任において使用することが目的の場合
- ・医師又は歯科医師等が自己の責任の下、自己の患者の診断又は治療に供することを目的とする場合

○個人で使用することが明らかな数量以内のもの
(処方せん薬、毒劇薬：1ヶ月分)
(その他の医薬品：2ヶ月分)

- 個人が多量に輸入する場合
- 医師等が患者に使用する場合
- 特に注意する医薬品の場合（いわゆる一錠リスト）**
 - ・妊娠中絶薬、サリドマイド、経口ニキビ薬
 - ・主に中国製のダイエット製品

地方厚生局で、一錠であっても、他人への販売・授与が目的で輸入するものでないことを確認 → 薬監証明の発給※

税 関

税 関（薬監証明の確認）